

知っておきたい 保険のはなし

vol.15

自然災害！その火災保険で大丈夫ですか？

「火災保険も見直しを」

ここ近年、天候の急激な変化による突風や竜巻、落雷、ゲリラ豪雨、大型の台風もたらす大雨と強風など、天災としかいいようのない自然災害による被害が、より深刻な社会問題となっております。失火やもらい火などの火災の損害だけではなく、これらの自然災害から住まいを守る保険が火災保険です。

例えば、テレビのニュース等にて報道されることの多い竜巻や雷(ひょう)で自宅の屋根が壊れたり、ガラスが割れるなどの損害を受けた場合、受けた被害は火災保険の補償の対象になるのでしょうか？

火災保険の基本の補償である「火災・落雷・破裂・爆発」に「風災・雷災・雪災」の補償がセットされていれば、補償の対象となります。この「風災・雷災・雪災」の補償は、各損害保険会社が独自開発しているオールリスクタイプと呼ばれる「新型の火災保険」、従来から販売されている「住宅総合保険」や「住宅火災保険」には、ほとんどセットされているので、竜巻や雷による被害は補償されるケースが多いでしょう。

ただし、「住宅総合保険」や「住宅火災保険」は一部自己負担額(免責金額)があり「20万円以上の損害がある場合

に補償をします」というような条件があります。つまり、損害額が20万円未満であれば補償はされないこととなります。よって、このタイプの火災保険を販売停止にしている保険会社が多いのですが、まだ「新型の火災保険」と併売している保険会社もあります。また、長期契約をしてそのままのケースもあります。「住宅総合保険」や「住宅火災保険」に加入している方は、この機会に確認されることをおすすめします。

竜巻のような風害による被害は、建物そのものだけではなく、時には家具や家電製品などの家財もダメージを受けることがあります。この場合、家財の損害は、家財に火災保険をつけていないと補償されませんので気を付けてください。

私は地元諏訪にて23年間、損害保険と生命保険の代理店業をさせて頂いております。もっと地元貢献できないかと考えておりましたが、この様な形で保険を通じて皆さまの生活のお役に立てる機会ができたことに感謝申し上げます。

保険のご加入や見直しの際に失敗しないポイントなど、お役に立ちそうな情報をご案内できれば幸いです。



アストのほけん
(株)アスト・コンサルティング
代表取締役 松澤 毅